



# 幼児教育・保育の無償化とは？



## ■ 無償化の内容 ■

### ① 幼稚園、認可保育園、認定こども園など

- ◆ 3～5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化
- ◆ 0～2歳児クラスの保育の必要な子どもは、住民税非課税世帯が無償化

- ・ 新制度未移行（私学助成）幼稚園については、月額25,700円まで無償となります。
- ・ 無償化の期間は、3～5歳児クラスの3年間です。
- ・ 幼稚園、認定こども園（教育利用）については、満3歳から無償化の対象となります。
- ・ 給食費やおやつ代のほか各園で徴収する実費徴収費用は、無償化の対象外です。

### ② 幼稚園、認定こども園の預かり保育

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子ども利用料が、月額11,300円まで無償化

- ・ 450円×利用日数の金額、若しくは月額11,300円（※1）を上限に無償となります。
- （※1）2歳児クラスの満3歳児は、住民税非課税世帯のみ無償化の対象となり、月額16,300円が上限。

### ③ 認可外保育施設、一時預かり事業など

- ◆ 保育の必要な3～5歳児クラスの子どもで、認可保育園等を利用していない場合（※2）、利用料が月額37,000円まで無償化

（※2）認可保育園、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業、地域型保育事業を利用している場合は認可外保育施設、一時預かり事業などの利用料は、無償化の対象となりません。

〔ただし、一定基準（平日8時間、年間200日以上）の預かり保育を実施していない幼稚園、認定こども園（教育利用）を利用している場合は、②と合わせて月額11,300円まで無償となります。〕

- ・ 0～2歳児クラスの保育の必要な住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで無償となります。

## ■ 認定の手続き ■

- ◆ 無償化の対象となるためには、認定申請書の提出が必要です。

- ・ ①のみを利用する場合は、手続きの必要はありません。（新制度未移行（私学助成）幼稚園、国立幼稚園を除く。）
- ・ ②、③を利用する場合で、★保育の必要性（裏面参照）の認定事由に該当する人は、施設等利用給付認定申請書（2、3号）を市へ提出してください。
- ・ 認可保育園等の利用申込みをしている人（有効な支給認定証をお持ちの人）は、あらためて認定を受ける必要はありません。

## ★保育の必要性について

保育の必要性とは、保護者それぞれが  
就労、妊娠・出産、親族の介護 などの  
保育を必要とする事由に該当することをいいます。

- 保育の必要性の確認のため、保護者の保育利用事由証明書等を施設等利用給付認定申請書（2、3号）に添付して、提出してください。

保育の必要性について	保育利用事由証明書	添付必要書類
就労（48H/月以上）	「1 勤めに出ている人」 「2 自営業、農業、就学」※3 「3 内職」	（※3）自営の場合は帳簿、納品書、領収書など概ね3か月以内のものを複数 （開業届、確定申告書の写しは不可）
妊娠・出産	「4 出産・病気・障害・介護」	親子手帳の保護者と分娩予定日のわかるページの写し
疾病・障害		疾病負傷証明書（市の様式）
介護・看護		民生委員の確認書と介護や看護が必要な状況がわかるもの （介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し）
求職中		申立書、ハローワーク登録証等の写し
就学	「2 自営業、農業、就学」	在学証明書と時間割等の写し
育休中・育休復帰予定	「1 勤めに出ている人」	

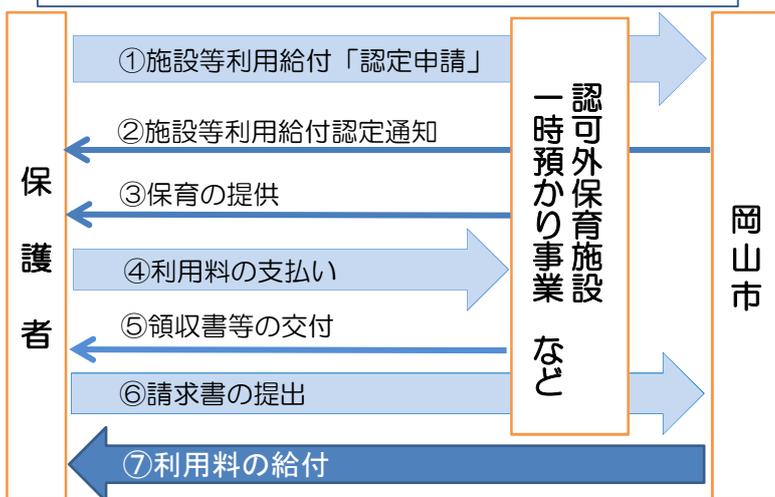
## ■ 給付の手続き ■

（新制度未移行（私学助成）幼稚園を除く。）

### ◆ 幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業を利用し、無償化のための給付を受けるには、請求書の提出が必要です。

- 利用料は、従来どおり園へお支払いください。
- 園が発行する領収書と提供証明書を添付し、請求書（※4）を市へ提出してください。
- 年4回（3か月分をまとめて）、保護者の口座へ振り込みます。

#### 利用料の給付フロー



（※4）請求書は、ご利用中の園、市の窓口（就園管理課、各福祉事務所）、市のHPから入手できます。

利用月	請求申請締切	振込日
10月～12月	1月下旬	3月中旬
1月～3月	4月下旬	6月中旬
4月～6月	7月下旬	9月中旬
7月～9月	10月下旬	12月中旬

問い合わせ先 **無償化コールセンター**

認定・給付について  
副食費について（私立）  
副食費について（公立）

就園管理課  
保育・幼児教育課  
幼保運営課

☎ 086-226-0202

☎ 086-803-1432

☎ 086-803-1228

☎ 086-803-1225